

# 児童が安心して通える学校づくりのために

伊里小学校では、現在、「児童が安心して通える学校づくり」を目指して、教職員の研修を行ったり教職員の校内ルールの見直しをしたりするなどの取組をしています。まずは、教職員の校内ルールを見直しましたので、児童・保護者に関係する事柄についてお知らせいたします。

## 伊里小学校 「児童が安心して通える学校づくり」校内ルール

令和元年度 1 月改正

職員は、研修に主体的に取り組むことで、常に「児童の人格や個人としての尊厳を不当に傷つける、社会的に許されない行為」についての感度を磨き、次の事項を遵守することで、未然防止に努める。

### I 児童・保護者への適切な関わり方について

#### (1) 面談・相談・指導時について

- 児童・保護者との面談や相談は、校内または家庭訪問等で行う。複数の教職員により組織的に対応する。
- 原則として、児童への個別の指導では、1対1にならない、密室状態にならない等の配慮をして指導に当たる。
  - ・ 個別の学習指導を実施する場合は、管理職の許可のもと、部屋の窓や扉を開ける等、密室状態にならないように配慮した上で実施する。
  - ・ プライバシーの配慮からやむを得ず、1対1で児童に面談・相談・指導をする場合には、事前に、対象児童の氏名・目的・場所・日時等を管理職に報告し、他の教職員にも伝えてから実施する。終了後は、管理職に報告する。
- 放課後に児童に面談・相談・指導を行う場合は、管理職の許可のもと、保護者の承諾を得た上で、また、帰宅方法について確認して実施する。
- 家庭訪問をする時には、管理職の許可のもと、保護者に事前に承諾を取ってから行う。

#### (2) 教職員の自動車への児童の乗車について

- 原則として、自家用車には児童を乗せない。
  - ・ やむを得ず児童を自家用車に乗せる必要がある場合には、管理職の許可のもと、保護者の承諾を得る。

#### (3) 携帯電話又はメール・SNSの使用等について

- 保護者へ連絡するときには、学校所有の電話または、USAGIメールを使用する。
- 児童との間で、携帯電話の番号やメールアドレスを取得したり伝えたりしない。

- 原則として、児童への連絡は保護者を通して行う。
  - ・ 保護者の申し入れにより、児童の携帯電話に連絡する場合も管理職の許可のもと、学校所有の電話を使用する。
  - ・ 校外から保護者への連絡の必要が生じた場合には、学校を経由して行うか、学校所有の携帯電話を使用する。
  - ・ 緊急時等、やむを得ず個人の携帯電話を使用した場合は、管理職に報告する。

## Ⅱ 個人情報の取り扱いについて

- 児童調査票等は、決められた書庫で保管する。使用期間終了後、適正に処分する。
- 原則として、児童の個人情報については、校外へ持ち出さない。
  - ・ 個人情報をやむを得ず持ち出す場合は、事前に管理職の許可を得る。
- 児童の写真の扱いについては、事前に保護者の許可を得た範囲とする。写真の撮影には、学校のデジタルカメラを使用する。教職員の私用スマホ、携帯電話は職員室等に保管し、児童の活動場所には持って行かない。校外学習等でやむを得ず持って行く際には管理職の許可を得る。

- 上記のⅠ・Ⅱに該当する可能性のある行為については、窓口(教頭・教務主任・養護教諭)に相談する。
- 管理職は、対策委員会(校長・教頭・教務・生徒指導・養護教諭・SC)を開き迅速かつ組織的な対応をするとともに、速やかに教育委員会に報告する。

- ※ 校内ルールのうち、児童・保護者に関係のある事柄においては、PTA 総会や学校だより等で周知する。
- ※ 本ルールは、社会状況や学校環境の変化に応じ、適宜、教職員の協議を経た後に、校長が加除修正するものとする。